

議員発案第 2 号

国民健康保険制度の抜本的な改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「国民健康保険制度の抜本的な改正を求める意見書」を提出するものとする。

平成25年 3 月25日 提出

提 出 者 三条市議会議員 久 住 久 俊

賛 成 者 三条市議会議員 島 田 伸 子

同 三条市議会議員 杉 井 旬

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

国民健康保険制度の抜本的な改正を求める意見書

国民皆保険制度の最後の砦である国民健康保険は、制度設計された当時に比べ協会けんぽ、組合健保等からの定年退職者の大量加入や高齢化の進展、就業構造の変化などにより、加入者層が大きく様変わりし、低所得者の占める割合が増加している。

また、国庫負担の見直しによる歳入の減少、加入者の高齢化及び医療の高度化に伴う医療費の増加などにより、市町村国保の財政状況は極めて急速に悪化してきている。

本市においては、国保税を平成23年度に8%、平成24年度に11%それぞれ引き上げてきたが、国保財政の赤字解消のためには今後も引き上げることは避けられず、極めて厳しい状況に陥っている。税率改定にも限界があり、継続して引き上げることは市民負担の限界を超えるものと言わざるを得ない。

そもそも国民健康保険制度は、国が創設した社会保障制度である。現下の状況をこのまま放置するならば、制度そのものが根底から崩壊しかねない状態にある中、国の責務として安定的に持続可能なものとなるよう再構築すべきである。

よって、国会並びに政府におかれては、このような市町村国保の実情を直視し、国民健康保険制度を社会保障として存続させるため、早急に抜本的な改正に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日

三条市議会議員 熊 倉 均

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣